

子育てをしている方へ…

～愛の鞭ゼロ作戦～

以下のポイントを心掛けながら子どもに向かい合ひましょう

1 子育てに体罰や暴言はつかわない

一見、体罰や暴言は効果があるように見えますが、それは恐怖によって引き起こされた姿です。自ら考えた行動ではありません。「たたかない、怒鳴らない」と心に決めましょう。



2 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない

親に恐怖を持つと、子どもは親の顔色を見て行動するようになります。また、心配事を打ち明けにくくなります。

3 爆発寸前のイライラをクールダウンする

子どもが言うことを聞いてくれないときにイライラすることは誰にでもあります。でも、疲れていたり、抱えているストレスが沢山あったりとちょっとした事で爆発することもあります。爆発する前に、自分なりのクールダウン方法を見つけておきましょう。



4 親自身がSOSを出そう

育児の大変さを一人で抱え込まず、家族と相談したり、自治体や民間で行っている様々な支援サービスの利用も検討しましょう。気軽に話ができるお友達や相談機関への相談もいいですね。



5 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われると、戸惑うこともありますよね。でも、時期によっては成長のあかしでもあることがあります。「どうしたらいいのかな?」と子どもの考えを引きだし、助け船を出しながら、話を気長に聞きましょう。

子どもの成長過程で必ず通る道だからと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



出典：厚労省 子どもを健やかに育むためにリーフレット

子どもへの虐待についての相談・通告窓口

相談機関	電話番号
こども家庭課こども家庭相談支援係 ※児童虐待防止に関する出前講座も行っています。	024-924-3341
福島県県中児童相談所	024-935-0611
児童相談所全国共通ダイヤル	189 ※お近くの児童相談所につながります。

LINEによる相談窓口

右のQRコードまたは
郡山市 子育て相談 検索
友達登録してください。

相談時間 平日8:30～17:15

▶相談は順番に対応
すぐに「既読」になりますが、返信に時間がかかる場合があります。

～あなたの連絡が、子どもの命を救い、保護者の支援につながります～

虐待は、家庭という外からは見えにくい場所で行われることが多く、発見が遅れることにより重大な結果につながってしまうことがあります。

また、虐待をしている保護者は、心の中では誰かに止めてもらいたい、助けて欲しいと思っている場合があります。

虐待は、あなたの周りでも起こりうることです。

あなたの連絡が、子どもの命と保護者を救う一歩につながります。

制作／郡山市こども家庭課
発行／令和6年11月



紙へリサイクル可
この印刷物は、環境にやさしい FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

児童虐待かも？ と思ったら…



～郡山市の児童虐待防止ネットワーク～

郡山市要保護児童対策地域協議会

子どもへの虐待とは

保護者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為です。子どもが持っている4つの権利が守られないことは、虐待に当たります。



4つの虐待の種類

身体的虐待

- ・なぐる、ける
- ・激しく揺さぶる
- ・戸外に締め出す など



性的虐待

- ・子どもへのわいせつな行為
- ・性器を触る・触らせる
- ・裸の写真を撮る など

ネグレクト (養育の放棄・怠惰)

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気や怪我なのに医師に診せない
- ・乳幼児を家に残したまま外出する
- ・他の人が子どもに暴力を振るうことを放置する
- ・わずかな時間でも、車内に放置する など

心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度
- ・暴言を浴びせる
- ・きょうだい間で差別する
- ・子どもの目の前でDV(配偶者に対する暴力)を行う など

しつけと体罰はどう違うの?

しつけとは、子どもをサポートして社会性を育む行為、体罰は、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為のことです。

たとえ、しつけのためと考えていても、子どもの身体や心を傷つける行為は、体罰に該当し、法律でも禁止されています。

こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった など

すべて「体罰」です

虐待を受けた子どもたちは…

虐待は、子どもたちの心身の成長発達に深刻な影響を与えます。



次のようなことに気づいたり、見かけたりしたら…

子どもの様子

- 子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- 家に帰りがたがらない
- 不自然な外傷(傷、痣、火傷など)が見られる
- 衣服や体が汚れており不衛生
- いつもお腹を空かせており、食事に異常な執着を示す
- 表情が乏しく活気がない(無表情)
- 年齢不相応な性的な言動がある



保護者の様子

- 地域や親族などと交流がなく、孤立している
- 小さい子どもを家に置いたままよく外出している
- 子どもが怪我をしたり、病気になっても受診させない
- 子どもの怪我について不自然な説明をする
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている
- 子どもに対して拒否的な発言をする
- 子どもの前で夫婦喧嘩(暴力・暴言)をしている



ためらわず！

相談窓口や「189」へ連絡・相談